

香川県県税事務所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香川県知事 池 田 豊 人

### 香川県規則第18号

香川県県税事務所規則の一部を改正する規則

香川県県税事務所規則（平成21年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(各課の分掌事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>個人県民税、市町税及び森林環境税</u>の徴収及び滞納処分の支援に関すること。</p> <p>7 略</p>	<p>(各課の分掌事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 特別整理対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>個人県民税及び市町村税</u>の徴収及び滞納処分の支援に関すること。</p> <p>7 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。